NPO法人ARCSHIP 役員報酬規定

第1条(目的)

この規定は、NPO法人ARCSHIP定款第3章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条(報酬の体系)

- 1.役員の報酬は月額報酬とする。
- 2.月額報酬は、役員報酬一本とし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。
- 3.通勤交通費は実費を支給する。

第 3 条(決定方法)

月額報酬は、理事会において決議する。

第 4 条(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第 5 条(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬 は日割り計算を行わず、1ヶ月分を支給する。

第7条(報酬の改定)

各役員の月額報酬の改定を行うことがある。

第8条(計算期間並びに支給日)

- 1.役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月 1 日から月末迄とする。
- 2.役員への月額報酬(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)の支給日は翌月 25 日とする。ただし、支給日が休日にあたるときはその前日に支払う。

第 9 条(臨時緊急措置)

法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、 理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

付則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。